

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社 森田建設工業	茨城県古河市仁連 1347	1-001409
中川理水建設株式会社	茨城県土浦市真鍋 5-16-26	1-000537

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成23年8月12日 ～ 平成24年8月11日（12箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲

株式会社 森田建設工業 茨城町が発注する工事
 中川理水建設株式会社 茨城町が発注する工事及びコンサルタント業務等委託業務

4 事実概要

（株）森田建設工業及び中川理水建設（株）外57事業者は、茨城県境土地改良事務所又は茨城県境工事事務所（平成20年度以前にあっては茨城県境土木事務所）が、平成19年6月1日から平成22年9月6日までの間に発注した土木一式工事又は舗装工事について、共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条の規定に違反するとして、平成23年8月4日に公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。

5 指名停止理由

公正取引委員会から排除措置命令等を受けたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）第2条第1項別表第2第5号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領第2条第1項別表第2第5号〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 県内における工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（4号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 12箇月以上18箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)